三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

基準要綱の新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| 第１条～第５条　略  （その他）  第６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。 | 第１条～第５条　変更なし  （通所リハビリテーション計画の作成）  第６条　条例第１２８条第１項に規定する「共同して」のあり方については、通所リハビリテーションの提供にあたる従業者が、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、専門的な見地からの意見を求めるための会議を開催したうえで、通所リハビリテーション計画を作成するよう努めることとする。  　　２　前項に定める会議については、事業所における規則等により、開催方法及び構成員等を定め、その位置づけを明確にすることが望ましい。  （その他）  第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。 |